



公益社団法人竹田法人会

会報

第 37 号

(公社) 竹田法人会発行
 〒878-0013
 竹田市大字竹田1920-1
 (竹田商工会議所内)
 TEL・FAX 0974(64)0042
 E-mail ho-taket@rose.plala.or.jp
 URL <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taketa/>

令和7年度 租税教育活動

法人会は次代を担う子どもたちに、税の重要性を正しく理解し、関心が持てるような様々な租税教育活動を行っています。その一つとして毎年市内全小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施していますが、令和7年度は8校から95点の作品が寄せられ、厳選なる選考の結果12点の作品が受賞されました。受賞児童に対しては賞状と副賞を、応募者全員には参加賞を贈るとともに、受賞作品を11月11日(火)から11月26日(水)の間、サンリブ竹田の多目的スペースに展示しました。

(注) 県女連協…
 (一社) 大分県法人会連合会
 女性部会連絡協議会



竹田税務署長賞
 竹田小学校
 松井 葉さん



県女連協 優秀賞
 竹田小学校
 工藤 凜音さん



県女連協 優秀賞
 荻小学校
 大平 稀乃香さん



県女連協 奨励賞
 竹田小学校
 鶴田 沙良さん



県女連協 奨励賞
 祖峰小学校
 森下 莉緒さん



県女連協 奨励賞
 荻小学校
 小出 凜さん



竹田法人会 優秀賞
 南部小学校
 工藤 美巴さん



竹田法人会 優秀賞
 南部小学校
 後藤 凜さん



竹田法人会 優秀賞
 祖峰小学校
 友永 はなさん



竹田法人会 優秀賞
 都野小学校
 荒井 湊天さん



竹田法人会 奨励賞
 久住小学校
 釣井 瑠夏さん



竹田法人会 奨励賞
 白丹小学校
 本郷 雄志さん



絵はがきコンクールの他にも、青年部会が7月4日(金)豊岡小学校の6年生を対象に租税教室を実施しました。租税教育用DVDを使って税金の大切さ等を説明したほか、1億円のレプリカ体験を実施しました。また、同じく青年部会が7月26日(土)七夕子ども夜市の会場で「税の〇×クイズ大会」を実施しました。正解を発表する度に正解した子ども達から「ヤッター！」と歓声が上がりが大いに盛り上がりました。



7月4日(金)豊岡小租税教室



7月26日(土)出税の〇×クイズ大会

令和7年度 法人会の主な行事

6月17日(火)、税務署はじめ税理士会・商工会議所・商工会・法人会福利厚生制度受託会社の代表を来賓に迎えホテル岩城屋におきまして「令和7年度定時総会」を開催しました。令和6年度の決算報告承認のほか任期満了に伴う役員改選が行われ、都築員守会長（株あわや）以下28名の理事と3名の監事が選任されました。また、青年部会と女性部会でもそれぞれ役員改選が行われ、青年部会長に重松英氏（株クレッシェンド）、女性部会長に高山里美氏（株高山組）が選任されました。



また、令和7年度も「めざします。企業の繁栄と社会への貢献」を目的に、各種大会への参加や税務研修会の開催と言った研修事業をはじめ、税に関する広報啓発活動、食品ロス削減の広報活動や地域イベントの助成や交通安全普及物品の寄贈などの社会貢献事業を実施した他、支部や青年・女性部会が親睦・交流事業を実施しました。



4月23日(水)佐伯・竹田女性部会交流会



9月18日(木)全国女性フォーラム北海道大会



9月19日(金)大分県青年集い臼杵津久見大会



9月21日(日)女性部会食品ロス削減広報活動



9月24日(水)南九連通常総会



10月16日(木)全国大会高知大会



10月20日(月)大分県女性フォーラムin大分



10月27日(月)「税に関する絵はがきコンクール」選考会



10月28日(火)年末調整説明会



11月11日(火)「税を考える週間」税の広報車出発式



11月11日(火)～26日(水)税に関する作品展



11月14日(金)南九連女性の集いin宮崎



11月21日(金)全国青年の集い山梨大会



1月21日(水)青年部会新年税務研修会



2月6日(金)南九連青年の集いin別府



2月7日(土)青年部会親睦ゴルフコンペ

法人会に関する詳しい情報は、当会ホームページに掲載していますので是非ご覧ください。

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taketa/>



法人会公式HP

【竹田税務署からのお知らせ】

R7.07



納税証明書は**スマホ**で **請求・受取**ができます!

納税証明書 (PDF) は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット

①

いつでもどこでも!
スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!



メリット

②

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

③

期間内^{*}であれば
何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続きを行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate>



step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナンバーカードとしての利用などができませんので、お早めにお手続きをお願いします。
有効期限や更新手続き等の詳細は、デジタル庁公式noteをご覧ください



マイナンバーカード
が必要です!

デジタル庁
公式noteはこちら



step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で
手数料納付後、納税証明書(PDF)を
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書 (PDF) の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。
代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm



【実践税務調査】 商品券購入費用を交際費とする場合の問題点

税理士 牧野義博

調査官は販売費および一般管理費の内容について検討をしています。

- 調査官** 商品券を大量に購入していますが、その目的は何ですか？
- 担当者** 受注獲得のために、関係者に対して、その必要に応じて商品券を配付しています。
- 調査官** 商品券の受払簿は作成していますか？
- 担当者** いいえ、作成をしていません。
- 調査官** それでは商品券をどのように管理しているのですか？
税務処理の状況を見ると、商品券の購入費用は租税特別措置法第61条の4第4項に規定する交際費として処理をされています。
- 担当者** 先ほど説明したとおり、受注獲得のために関係者に対して必要に応じて商品券を配付しているので、商品券の購入費用は業務関連性がありますから、交際費として処理しました。
- 調査官** 期末における商品券の未使用分、つまり在庫はどうなっていますか？
- 担当者** ……。
- 調査官** 商品券をどのように使用したのか、実態のわかる書類を見せてください。
- 担当者** 商品券使用明細があります。
- 調査官** これを見ますと、配付先の住所の記載がないほか、配付をしたとする商品券の各金額、配付をした時期の記載もありません。これでは商品券を配付した時期、配付をした相手先の氏名、名称、配付した商品券の各金額および商品券の在庫の存在に関して、事実の確認ができません。何か説明できる資料はありませんか？
- 担当者** 特にありません。
- 調査官** これでは、購入した商品券の具体的な配付の事実を認めることはできず、この商品券の在庫の存在も明らかでないことを考え併せると、本件商品券の用途は不明というほかありません。用途が不明である以上、業務との関連性の有無も明らかとは言えません。そうすると、本件商品券の購入費用は交際費等の額に該当しないことから、各事業年度の損金の額に算入することはできません。
- 担当者** 用途不明金を損金の額に算入しないとする法人税法の規定があるのですか？
- 調査官** 法人税法第22条第3項は、内国法人の各事業年度の所得金額の計算上、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価等の原価の額、販売費、一般管理費その他の費用の額とする旨規定しており、損金の額に算入することができる支出は、当該法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならないというべきであり、支出のうち、用途の確認ができず、業務との関連性が明らかでないものについては、損金の額に算入できません。
- 担当者** 商品券は売上拡大という目的のために使用したのですから、業務の関連性は否定できないので承服できかねます。
納税者は国税当局の更正処理を不服として国税不服審判所に審査請求をしましたが、棄却となりました。

【筆者紹介】 牧野義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

インターネットセミナーをご利用ください

法人会では、経営支援事業としてインターネットセミナーを配信しています。

最新の経営情報の入手・管理職の教育・朝礼でのヒント集など豊富なコンテンツが随時更新され、会員の方は無料でいつでも、どこでも、気になるセミナーを自由に選んで受講できます。

※一般の方も約20タイトルのオープンコンテンツが受講可能です。

忙しくて時間がない、わざわざ出かけずに会社や自宅などでセミナーを受けたい、継続的に社員研修を行いたい、受講したいセミナーが開催されていないとお考えの方々に最適です。

竹田法人会のホームページ<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taketa/>から検索できます。ただし、会員専用コンテンツを受講するには会員ID・パスワードが必要となりますので、竹田法人会事務局にお問い合わせください。☎0974-64-0042

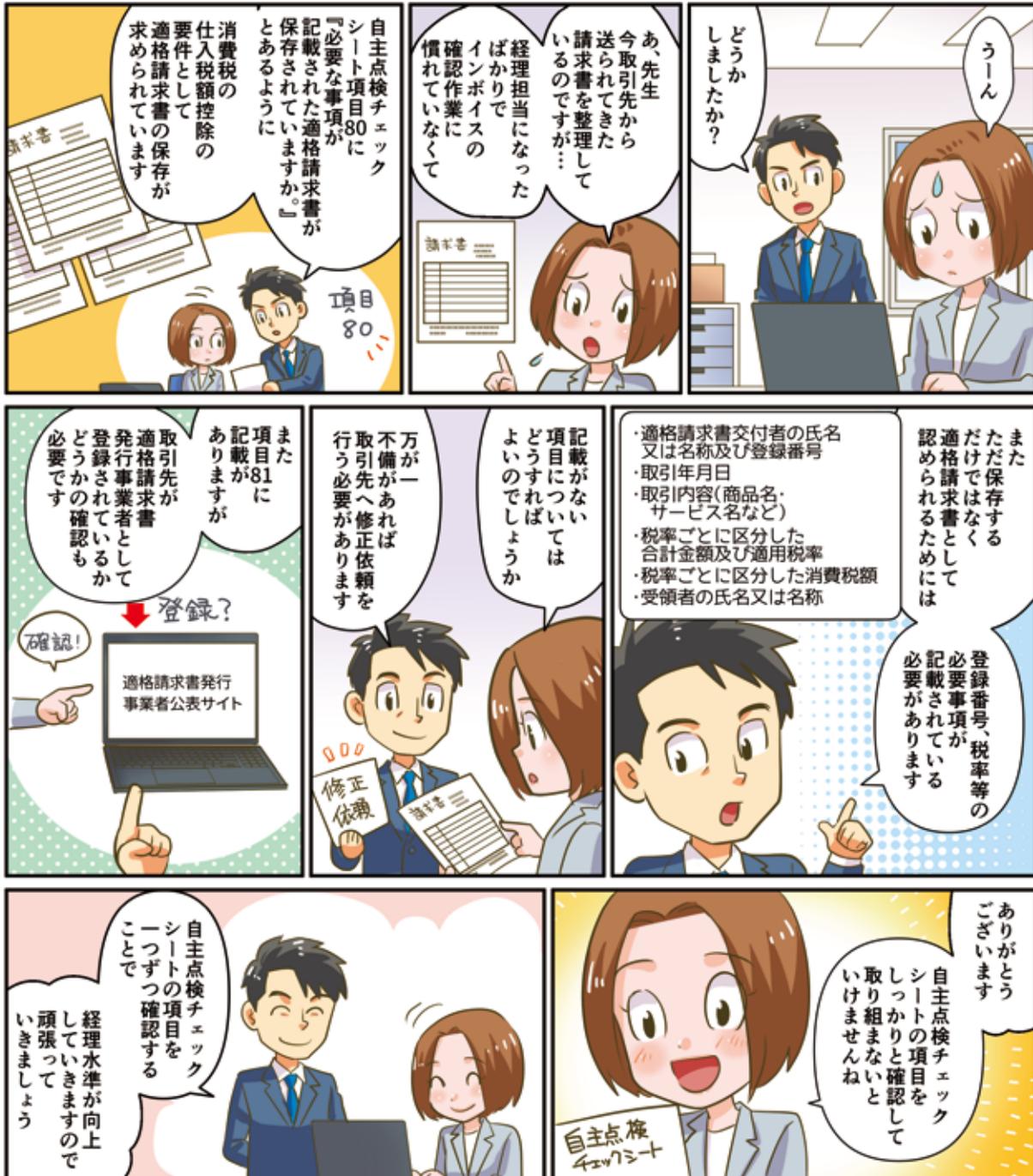


マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 適格請求書編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

 **竹田法人会**
 TEL 0974 (64) 0042
 URL <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taketa/>

法人会自主点検
 チェックシートは
 こちら 

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査(地域別・業種別)に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス) <https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。